

岡谷市指定訪問看護運営規程

（事業の目的）

第1条 岡谷市民病院内に設置する岡谷市訪問看護ステーションが実施する指定訪問看護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者又は要支援者に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定訪問看護の従業者は、要介護者又は要支援者に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画に基づいて、療養上の管理、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な看護を行う。

2 指定訪問看護の実施に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（病院の名称及び所在地）

第3条 事業を行う病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名称 岡谷市訪問看護ステーション
- （2） 所在地 岡谷市本町四丁目11番33号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 指定訪問看護の従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者 1名

管理者は、指定訪問看護の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- （2）看護職員等 3名以上

職員は、指定訪問看護の提供に当たる。

- （3）事務職員 1名

事務職員は、必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- （2）営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定訪問看護の内容）

第6条 指定訪問看護の従事者は、要介護者又は要支援者に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画に基づいて、療養上の管理、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な看護を行う。

（利用料その他の費用の額）

第7条 指定訪問看護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、1回（往復）510円を交通費として徴収する。ただし、中山間地域に居住する者に対するサービス提供加算を適用する場合は除く。

3 希望により死後の処置を実施した場合は、処置料として

午前8時から午後6時までの時間は、11,000円

早朝：午前6時から午前8時までの時間、13,750円

夜間：午後6時から午後10時までの時間は、13,750円

深夜：午後10時から午前6時までの時間は、16,500円を徴収する。

4 前項、前々項にかかる費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。

（通常の事業の実施地域）

第8条 指定訪問看護の実施地域は、岡谷市とする。

（緊急時等対応方法）

第9条 指定訪問看護の従事者は、指定訪問看護の実施中に、利用者の病状の急変及びその他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講じるとともに、管理者に報告する。

（業務継続計画の策定）

第10条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため、および非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

2 訪問看護職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施します。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第11条 感染症が発生又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

2 感染症の予防およびまん延防止のための対策を検討する委員会を6月に1回以上開催します。その結果を訪問看護職員に周知徹底します。

3 事業所における感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備します。

4 感染症の予防およびまん延防止のための研修および訓練を定期的実施します。

（虐待の防止）

第12条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、訪問看護職員に周知徹底を図ります。
- 3 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- 4 虐待防止のための研修を年に1回以上実施します。
- 5 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

(ハラスメント対策)

第13条 職場におけるハラスメントの内容やハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化等、必要な処置を講じます。なお、ハラスメントについては事業者内に限らず、利用者および家族等から受けるものも含まれます。

(その他の運営に関する重要事項)

第14条 従業員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3月以内

(2) 継続研修 年2回

(内容：災害時業務継続計画、虐待対応、身体拘束、認知症等)

2 他のサービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者あるいはその家族の同意を得る。

3 従業員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

4 従業員であった者は、従業員でなくなった後においても、引き続き前項に規定する義務を負う。

5 利用者に対する指定訪問看護の提供に関する諸記録を整備するとともに、その完結の日から2年間保存する。なお、苦情及び事故に関する記録は5年間とする。

6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、岡谷市病院事業管理者及び岡谷市民病院長、事業の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年10月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。